

にあらざるべし。……  
 彈劾の第一の手續は庶民院をして彈劾の決心を爲さしむるると是なり即ち庶民院の議員中より誰某を彈劾すべしと動議せざるべからず而して若し此動議通過するに於ては動議を起したる議員貴族院の法廷に至り合併王國庶民の名を以て被告を彈劾せざるべからず是に於て庶民院の委員は彈劾の箇條を調査し之を綴りて貴族院に呈するなり此彈劾箇條書は彈劾を受けたるものにも渡さるべからず彈劾を受けたるものは之を受領して答辨を出たすを得るなり若し彈劾を受けたるもの貴族なる時は貴族院の命に由て之を監禁す若し庶民院議員なる時は差官之を監禁し差官より貴族院の黒笏監鎖に引渡さるべからず庶民は是に於てマチーロワイと稱する彈劾委員を設けウエストミンスター、ホールに於て審判を開くなり審判の場合に於ては貴族裁判官として着席す而して其主席判事は彈劾を受くる者貴族ある時はロイド、ハイスチニワルドにして庶民なる時はロイド、チャンセラーあり……  
 原被告の對審終りたる後彈劾の各箇條に付て有罪若くは無罪の問を各貴族に掛け

各其見込に従て答を爲さる可らす各貴族答を爲すに當りては先づ其席を離れ右手を其胸に當て帽を脱して余の名譽に於て有罪と信す若くは無罪と信すと答へざるべからず是に於て判決の數を調査し多數に由りて有罪若くは無罪と決し其決議を主席判事より院と被告とに告ぐる者とす若し有罪の擬判多數を占むる時は此擬判を執行すへきや否やを庶民に於て定めざるべからず貴族は庶民の要求するにあらすんは宣告を爲す權利なきものとす……  
 若し貴族宣告のことに付て決議するときは其旨を庶民院に通知せざるべからず而して此時に際し被告は其將に下されんとする所の判決に抵抗し己れの無罪を證明するを得るなり被告若し此證明を爲さんと欲する時は庶民院の彈劾委員亦貴族院に出席し被告も亦其處に召喚せられて而して吟味あり其終りに及ひて庶民院議長は判決を要求し貴族は判決を下すものとす……  
 彈劾の事を陳べたる後に於て彼の血液汚穢條例の事を一言せざるべからずと雖ども血液汚穢令に依て人を罰することは今日既に行はれざることなるが故に悉しく之に付て叙述することを爲さるべし血液汚穢令に依て人を罰するは司法



上の手續に依らず立法上の手續に依りて人を罰するあり即ち是れ通常の議案を議するが如き手續を以て庶民院に於て其有罪無罪を決し若し多數を以て有罪と決せらるゝ時は議案を貴族院に移し茲に於て又通常の議案を議するが如き手續に由り有罪無罪の議決を爲し而して有罪と決するときは初めて罰を科するなり古昔チャールス一世と長久議院との争ひ盛なりし時に當り彼のストラップオード侯は庶民院の爲めに彈劾せられたるも其罪を免れたるを以て庶民院は大に之を遺憾とし遂に血液汚穢令の手段を用ひストラップオード侯を死罪に處したり夫れ長久議院のストラップオード侯を惡みたるは誠に其故ありと雖も血液汚穢令の手段に依り之を罰したるは後世の嘲を免るゝ能はざる所置なり蓋政治上の罪人を罰する此立法上の手段を血液汚穢令と稱するは此手續に依り刑に處せられたる者の血統は永く穢かるゝものと見認めらるゝが故なり英國國會は如何なることを爲し能ふ處の議會なるか故に此手段に依り人を刑に處するも固より其權内なりと雖も今日の輿論は此方法を批難するが故に再ひ行はるゝか如きと成るへし北米合衆國の憲法は此手段に依りて人を刑に處することを禁し

たり  
貴族院か高等法院として最後の審判權を如何にして有するに至りたるやと云ふの問題は憲法史上の一難問にして容易に解釋し難し今試みに大要を云へば彼の古代のキュリヤレヂス法廷か分れて三種の法廷となり其一は王の利害に關する裁判を爲し其二是收税上の問題に關する裁判を爲し其三是人民と人民との間の裁判を爲すこととなりたりと雖も其他尙ほ王に屬する處の司法權ありて此權は法廷の力弱くして公平なる裁判を爲す能はず又は法廷か其裁判を誤りたる時に用ひられたるものなり而して若し罪人の地位極めて貴く通常の法廷に於ては之か裁判を爲す能はざる場合に於ても特に王の司法權を用ひ或る特別なる方に依りて審判を爲さるゝへからず此等の必要あるか爲に國會に於て裁判を爲さしむるか如きこと起るに至れり國會の裁判權に付ては其後種々の變遷ありたれども一々茲に説明せず千八百七十六年控訴に關する法令出でゝより此問題漸く確定するに至れるが如し今日に於て國會特に貴族院が如何なる司法權を有するかと云ふ問題は法廷の組織を論するに當り更に詳述する處あるべし



次に請願の権利に關し説明を爲すべし請願の権利に付ては種々の沿革ありと雖も其確定せらるゝに至りたるは權利法典發布の後なるを以て單に其以後のことのみを茲に説くべし權利法典に曰く王に請願するは惣て臣民の權利なり故に請願に付て人を禁錮し若くは之を刑に處するは不法のことなりとすと而して千六百六十九年庶民院が定めたる請願のことは權利法典のいふ所に比すれば一層明瞭なるが如し曰く弊害矯正の目的に向て庶民院に請願を提出するは英國庶民固有の權利にして之を受くるは庶民院の權利なり又曰く請願の性質及び事項に關し判斷を爲して其受理すべきもの及び受理すべからざるものを定むるは庶民院の疑ふべからざる權利なり云々以上如き請願を爲すの權利及び之を處置するの權利は明瞭に定められりと雖も請願の數年を追ふて増加する故に之を所置するの困難は愈増加するに至りたり今請願を庶民院に提出する手續の概略を示さん凡そ請願なるものは議員の手を歴て庶民院に提出せらるゝを要す請願は午前十時に提出するを定めとす五十年前迄は請願を提出せんとする夥多の議員匿名投票に依り提出の順序を定め若し點數多きときは直ちにこれを提出し朗讀

するを得ると雖も若し點數少きときは其日に於て之を提出すること能はざるか如きことありしなり然るに爾來請願の數大に増加し千七百八十九年まで五ヶ年間に於て其數八百八十なりしも千八百三十一年まで五ヶ年間に於て二万四千四百九十二となり千八百七十七年まで五ヶ年間に於て九万千八百四十六に増加し千八百二十六年より同しく三十一年までの間に請願の爲に費したる印刷費用一万二千磅に上るか如き有様なるを以て庶民院は種々の方法を設けて請願取扱規則の改正を試みたり千八百三十三年に於て庶民院は新に請願取扱の規則を設け先づ委員を設けて請願の種類分けを爲さしめ其大主意を書抜かしめ毎週二回之を議員に報告せしむることゝ爲せり此種類分け及び要點を書抜くことを行はるゝに至りたるか爲め庶民院は大に其時間を省察するを得ることゝなれり既に前にも述べたるかごとく請願にして若し臆裁を失するか或は請願の事項當を失すると庶民院に於て考ふるべきには之を却下するの權を有すること勿論あり然らば請願なるものは如何なる臆裁を具ふるを要するか又其事項は如何なるものならざるべからざるかと云ふに第一請願なるものは書面に認めたるものなるを



要し且削除書入れ等なきを要し且單に事情を陳述するに止まらず終りに請願の言葉を載するを要し庶民院の特權を貴重するの言を含むを要し王室に不忠義なるか若くは法律に抵抗するの意其中に現はれざるを要す此等の制裁具はり此等の不都合なきに於ては請願は大概却下せらるゝことなきものと云はざるべからず請願は議員之を提出するに當り直に却下せらるゝものあり又は之を議院の卓上に置くべしと命じ撰抜委員の調査を経て而して後之を却下することあり今日に於て請願の權利漸く廣まりたることを知らんと欲せば過去の時代に於ける請願の却下せられたるものに付て之を見るに如くはなし例へば彼のケントの請願と稱するものは無禮の請願なりとして庶民院其の請願を提出したる紳士を禁錮したりと雖も若し彼の請願にして今日提出せらるゝあらば庶民院は決して之を無禮視するが如きことなかるべきなり

庶民院に於て特に委員を設け一箇人若くは政府中一省の處置を調査することとは千六百八十九年に始まりたりと云ふ此時に當り愛蘭に於ける戰爭に關してロンドンダントの知事ランショー大佐の處置宜しきを得ざるとありとて遂に庶民院の

調査する處となり庶民院より王室に上奏し之を英國に召喚して審判すべしと述べたることあり夫れ庶民院が委員を設けて調査を爲せる結果よりして遂に官吏の辭職を來たす處の場合少からず例へば裁判官の如きは國會よりの上奏に由りて其職を辭せざるべからず而して此上奏を爲すの端緒は一個人の請願議員の動議等に由りて開かるゝこと又是れあり必ずしも委員會の決議にのみ由るにあらざるなり且此の如き上奏は貴族院よりも爲すと雖も先づ庶民院より始むるを法とす何となれば若し貴族院より之を始むる時には庶民院に於て同一事件に關し彈劾を爲さんと欲するに當り貴族院は審判を爲すに不適當ある地位となるを以てなり

庶民院若し請願若くは動議に由り官吏の辭職に關して上奏を爲さんとするの意ある時は委員會をして一應の調査を爲さしむるのみならず其官吏の辯護も亦之を聞かざるべからず而して上奏を爲すべき事實ありと確認する時は上奏の文を議決して之を貴族院に通知するものとす貴族院若し調査を爲したる後庶民院と同一なる議決を爲すに於ては其旨を庶民院に通知して兩院より各委員を出だし



上奏を爲さしむるなり。官吏辭職の爲に上奏を爲す處の國會の權利を述ふるに當ては内閣諸大臣と國會との關係も亦述ふるを要す即ち國會は如何なる方法に由りて内閣大臣を辭職せしむるかを述ふるを要するなり國會が上奏の手段に由りて一個の大臣の辭職を促す時は夫れか爲に内閣全軀の政略を批難すること、解釋せらるゝことあり又只に一個人に止まりて全軀に影響を及さゝることあり然れども通例此の如き場合に於ては内閣が連帶の責任を帶ふるを常とす然り而して國會が信用欠乏の投票を爲すの場合に於ては勢ひ内閣全軀の辭職を來たさゝるを得ざるなり信用欠乏の投票は國會開會の場合に於ける勅語に對しての答へとして爲すを常とす即ち千八百四十一年及び五十九年の兩度に於て内閣は此信用欠乏の投票の爲に辭職することゝなれり去りなから國會が内閣を掣肘する手段は只信用欠乏の投票のみに限らず内閣の大臣に對し質問を爲すの手段に由り又は内閣の政策に反對する動議の手段に由りまたは内閣の政略を譴責するの手段に由りまたは重要な問題に付て議場に於て内閣を敗走せしむるの手段に由り掣肘を爲すを得へし然

れども是等は法律上の範圍内にして専ら憲法上徳義の問題と云はざるべからずこれを要するに國會特に庶民院が内閣を掣肘することは彼の毎年國會を召集する習慣と同じく之を法律上のことゝ云ふよりも寧ろ實際上のこと必要上のことゝ云ふを以て適當なりとす若し國會にして毎年集會せざる時は陸軍議案を可決するを得ず適用例即ち配當例を議決するを得ず夫れと同じく若し庶民院の多數斷然同額に反對する時は内閣は勢ひ其地位を保つを得ざるなり即ち此の如き場合に於ては王室は法律に背きて國會の議決を俟たず租税を徵收し政府を維持するが然らざれば内閣大臣を交迭せしめざるべからず或る場合に於ては大臣を辭職せしめず國會を解散し更に輿論に問ふことあれども輿論も亦内閣に反對し惣撰擧の時に當て再び内閣の政略に反對するものを出だすときは到底内閣は其地位を保つ能はず王室は之をして辭職せしめざるを得ざるなり。以上専らパリストル、サー、ウヰリアム、アール、アンソンのせ、ロト、ユンド、カストム、オブ、ゼ、コンスチテュションに由りて講義す此書は上下二卷に別れ第一卷は國會の事を論し第二卷は行政部の事を論するの順序なれども上卷のみ出版せられ



て二巻は未だ梓に上らず故に他日上梓を待て講述する處あるへし若し行政部の事を研究せんと欲せばトッド氏の著パトリヤメンタリ、ガバインメント最も適當なるへしと信す而して英國憲法に關する諸書の中に於て事實を説明するの點より云へばアンソンの著最新にして而して最も完全なるへく憲法論の上より云へばダイシーの著最新にして最も完全なり其他前に述べたるトッド氏の著を始めとしパヲホット・ヒアンの如きは英國憲法を研究する者の参考書として缺くへからざる著述なり

英國憲法終

明治二十六年六月五日印刷  
全 年六月八日發行

編輯者 山澤俊夫

發行者 小久江武三郎

印刷者 根岸高光

印刷所 秀英舎工場

發行所 東京專門學校

發賣所 有斐閣書房



14
289



終